

# 品川区コミュニティバス大井ルート運行事業 簡易型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本実施要領は、令和 3 年度末から実施予定の品川区コミュニティバス大井ルートの試行運行に向け、簡易型プロポーザル方式により、バス事業者から事業提案を受け、大井ルートの運行事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 事業件名

品川区コミュニティバス大井ルート運行事業（以下、「本件」という。）

## 3. 目的

区内の公共交通網は、鉄道 14 路線 40 駅、路線バス 64 系統運行と利便性の高い環境にある。一方、バス停から距離がある地域や運行本数の少ない地域、道路が狭く大型バスを通せない地域も存在する。このため、区内の交通利便性のさらなる向上を目指し、民間の公共交通網を補完する役割として、コミュニティバスを導入する。

## 4. 事業概要

### (1) 事業内容

別紙「事業概要書（別紙 1）」のとおり

### (2) 履行場所

区指定場所

### (3) 期間

運行準備期間は、事業者決定の日（第 2 次選考結果通知日）から試行運行開始日の前日までとし、バスの試行運行開始時期は令和 3 年度末を目標とする。

また、試行運行期間は令和 7 年度までを予定し、令和 8 年度以降の運行（本格運行への移行）については、令和 6 年度の運行実績をもとに令和 7 年度に判断を行うものとする。

### (4) 予算額（令和 3 年度の補助金の上限）

5,150 千円（消費税込み）

※令和 3 年度品川区会計予算が品川区議会によって可決されたとき確定する。

## 5. 実施方法

品川区簡易型プロポーザル方式（公募型）

## 6. 参加資格

次に掲げる資格要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和 3 年度末に運行事業の開始が可能な事業体制やノウハウを有しており、かつ、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の許可を受けた者のうち、同法第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者または同法第 5 条第 1 項の申請を行う予定の者であること。

- (2) 令和3年1月1日現在、都内区部の区域内においてコミュニティバス等の運行実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続きまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続きの適用を受けている者または申請をしている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する一般競争入札に参加できない者でないこと。

## 7. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類 簡易プロポーザル方式(公募型)参加申込書(様式1)
- (2) 提出期間 令和3年3月5日(金)から令和3年3月19日(金)午後4時まで
- (3) 提出方法 品川区都市計画課へ郵送または持参
- (4) 留意事項
  - ・ 郵送の場合は、提出期限までに必着。
  - ・ 持参の場合は、品川区都市計画課に事前に連絡すること。

## 8. 説明会、質問、および回答

本プロポーザルに関する説明会を開催するので、参加事業者は必ず出席すること。

### (1) 説明会

- ① 開催日 令和3年3月26日(金)午後3時より
- ② 対象者 簡易プロポーザル方式(公募型)参加申込書を提出した事業者

### (2) 質問

- ① 期間 説明会終了後から令和3年4月2日(金)午後4時まで
- ② 受付方法 質問書(様式2)により、FAXまたはE-Mailで受け付ける。  
F A X : 03-5742-6889  
E-Mail : toshikei@city.shinagawa.tokyo.jp

### (3) 回答

- ① 回答日 令和3年4月7日(水)
- ② 回答方法 質問者名を伏せて、全参加事業者へE-Mailで回答する。
- ③ その他 回答内容は、本実施要領の追加または修正とみなす。

## 9. 財務関係書類

選考に先立ち、事業者は以下の書類を提出すること。

- (1) 提出書類 提出票(様式3)を表紙として、別紙2に記載している資料一式
- (2) 提出期間 説明会終了後から令和3年4月12日(月)午後4時まで
- (3) 提出方法 品川区都市計画課へ事前連絡の上、持参
- (4) 留意事項 提出された財務関係書類が、本実施要領で定めた提出方法、提出期限等に適しない場合、当該事業者を選考の対象から除外する。

## 10. 企画提案書類

選考に先立ち、事業者は以下の書類を提出すること。

### (1) 提出書類と提出部数

#### ① 企画提案書：20部（正本1部および副本19部）

- ・企画提案書フォーマット(様式7)を使用すること。
- ・企画提案書作成要領(別紙3)に基づき作成すること。
- ・正本には様式4、副本には様式5に示す表紙に、説明会で付番された候補者番号を記載して添付すること。
- ・副本には、事業者が判別できる社名、印、ロゴマーク等を一切記載しないこと。

#### ② 会社概要：1部

- ・様式6を使用し、説明会で付番された候補者番号を記載すること。

#### ③ 上記①、②の電子データ：ディスク1枚

(2) 提出期間 説明会終了後から令和3年4月19日(月)午後4時まで

(3) 提出方法 品川区都市計画課へ事前連絡の上、持参

(4) 留意事項 提出された企画提案書類が、本実施要領で定めた提出方法、提出期限等に適しない場合、当該事業者を選考の対象から除外する。

### (5) 提出された企画提案書類の取扱い

- ・提出期間後の企画提案書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・選考作業必要な範囲において、提出された企画提案書類を複製する場合がある。
- ・提出された企画提案書類は、本件の目的以外の使用を行わない。

## 11. 企画提案項目

(1) 運行内容に関する事項

(2) 事業の経済性に関する事項

(3) 事業の運営に関する事項

## 12. 辞退

参加申込書で申込みを行った以降に、本プロポーザルへの参加意思を失った場合には、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類 簡易プロポーザル方式参加辞退届（様式8）

(2) 提出期限 ①説明会出席辞退

令和3年3月25日(木)午後4時まで

②財務関係書類および提案書提出辞退

令和3年4月12日(月)午後4時まで

(3) 提出方法 品川区都市計画課へ郵送または持参

(4) 留意事項

- ・郵送の場合は、各提出期限までに必着。
- ・持参の場合は、品川区都市計画課に事前に連絡すること。
- ・本要領6. に示す参加資格を失った場合や、その他要因により選考の対象外となった場合においては、それらが判明し次第、上記(2)の提出期限にかかわらず、速やかに辞退届を提出すること。

### 13. 選考

本件に係る事業者の選考は、品川区簡易型プロポーザル方式実施要綱に準じ、以下のとおり「提案書」および「プレゼンテーションおよびヒアリング」などの内容を評価し、業務の遂行に最も適した提案を行ったと認められる事業者を選定する。

#### (1) 選考方法

選考は2段階方式で実施する。

##### ① 第1次選考（書類選考）

提案書を評価し、第1次選考通過事業者5者を選定する。ただし、提案書の提出が5者に満たないときは、全事業者を第2次選考の対象とする。

##### ② 第2次選考（プレゼンテーションおよびヒアリング）

第1次選考を通過した事業者に対して、提案書に基づきプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

【開催日】令和3年5月26日(水)

【その他】実施の詳細は別途通知する。

##### ③ 審査会

審査会は、提案書やプレゼンテーションおよびヒアリングに基づき、提案内容の審査を行い、その結果を選定会議に通知する。

審査会の開催日および構成員等は、以下のとおりとする。

【開催日】令和3年5月26日(水)

【構成員】委員長：都市環境部長

委員：企画調整課長、地域活動課長、都市計画課長、  
土木管理課長、交通安全担当課長、道路課長

##### ④ 選定会議

選定会議は、審査会からの結果通知をもとに、本件業務に最も適した提案を行ったと認めらえる事業者を選定する。

選定会議の開催日および構成員等は、以下のとおりとする。

【開催日】令和3年6月3日(木)

【構成員】委員長：副区長

委員：企画部長、地域振興部長、都市環境部長、  
防災まちづくり部長

##### ⑤ 選定の無効

選定された事業者が次の条件に該当する場合、選定が無効になることがある。

- ・提案書類および提案説明に虚偽がある場合
- ・提案内容に重大な誤りがある場合
- ・本プロポーザルに関して、審査会および選定会議の構成員と接触または連絡した場合

#### (2) 選考結果の通知

① 通知日 第1次選考：令和3年5月17日(月)（予定）

第2次選考：令和3年6月7日(月)（予定）

② 通知方法 参加者に対して、書面で通知する。

#### 14. 協定書等の作成

事業者選定後、令和3年度末までの運行準備期間については、必要に応じて覚書等を定め、令和3年度末から実施するバスの運行については、協定書等により対応する。

覚書等および協定書等については、提案内容を踏まえて協議の上、作成する。

なお、覚書等および協定書等については、2通作成し、区と事業者はそれぞれ1通を保管する。

#### 15. 各種日程

	項目	日程
(1)	公募期間	令和3年3月5日(金)から 令和3年3月19日(金)まで
(2)	参加申込書提出期限	令和3年3月19日(金)午後4時まで
(3)	説明会開催通知	令和3年3月23日(火) (予定)
(4)	説明会	令和3年3月26日(金)午後3時から
(5)	質問受付期間	説明会終了後から 令和3年4月2日(金)午後4時まで
(6)	質問回答	令和3年4月7日(水)
(7)	財務関係書類提出期間	説明会終了後から 令和3年4月12日(月)午後4時まで
(8)	企画提案書類提出期間	説明会終了後から 令和3年4月19日(月)午後4時まで
(9)	第1次選考結果通知	令和3年5月17日(月) (予定)
(10)	プレゼンテーション・ヒアリング	令和3年5月26日(水)
(11)	審査会	令和3年5月26日(水)
(12)	選定会議	令和3年6月3日(木)
(13)	第2次選考結果通知	令和3年6月7日(月) (予定)
(14)	覚書等締結	令和3年6月中旬 (予定)
(15)	協定等締結	運行内容等が確定した後、締結する。

※日程は、応募状況、選考経過等により変更することがある。変更が生じた場合には、対象者へ連絡する。

#### 16. その他

- (1) 区は、選考中、選考の経緯・経過などに関する質問には一切応じない。
- (2) 提案等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提案内容に基づき選定を行うが、提案内容のすべてをそのまま採用するとは限らない。
- (4) 持参にて各書類を区役所へ提出する場合、受付は各期間内の土日祝日を除く、午前9時から午後4時までとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策として、来庁時にはマスクの着用および手指消毒を行うこと。

## 17. 問い合わせ・提出先

〒140-8715 東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区都市環境部都市計画課計画調整担当 小川・佐々木

TEL : 03-5742-6760 FAX : 03-5742-6889

E-Mail : toshikei@city.shinagawa.tokyo.jp